

第2回 秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議

「防衛秘密」制度の運用状況

防 衛 省

防衛省における秘密制度

いわゆる省秘等(自衛隊法第59条、国家公務員法第100条等)(自衛隊法:昭和29年7月1日施行)

☆職務上知り得た秘密

(罰則)1年以下の懲役又は3万円以下の罰金

未遂犯・過失犯は処罰せず(国外犯は処罰せず)

(対象)自衛隊員、国家公務員

防衛秘密(自衛隊法第96条の2)(平成14年11月1日施行)

☆自衛隊についての一定の事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿を要するもの(自衛隊の運用や防衛力整備等)

(罰則)5年以下の懲役等

未遂犯・過失犯も処罰(国外犯も処罰)

(対象)防衛秘密を取り扱うことを業務とする者

- ・防衛省職員
- ・国の行政機関のうち防衛に関連する職務に従事する者
- ・防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者

特別防衛秘密(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法)(昭和29年7月1日施行)

☆米国から供与された装備品等の性能等に関する事項等で、公になっていないもの

(罰則)10年以下の懲役等

探知・収集罪も規定、未遂犯・過失犯も処罰(国外犯は処罰せず)

(対象)一般国民も対象

「防衛秘密」制度のポイント

1 「防衛秘密」とは、次の4つの要件をすべて満たすもの。

① 自衛隊についての10項目(自衛隊法別表第四)のいずれかの事項に該当すること。

※ 自衛隊法別表第四に規定する主な事項

○ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り、計画、研究

(例)・自衛隊の運用命令、行動基準、行動状況その他の運用状況や運用実態

・運用に関する内外の諸情勢に関する見積り

・武力攻撃等が生起した場合の対処計画、能力等

・自衛隊の効率的かつ効果的運用を目的とした研究等

○ 防衛の用に供する暗号

(例)・作戦行動等において用いる自衛隊が所有し、使用する暗号

※暗号:通信内容を秘匿するための手段

○ 防衛の用に供する物(武器、弾薬、航空機等)の性能、使用方法等

(例)・武器、弾薬、航空機等の形状、構造、能力、有効適切な操作方法等

② 公になっていないこと。

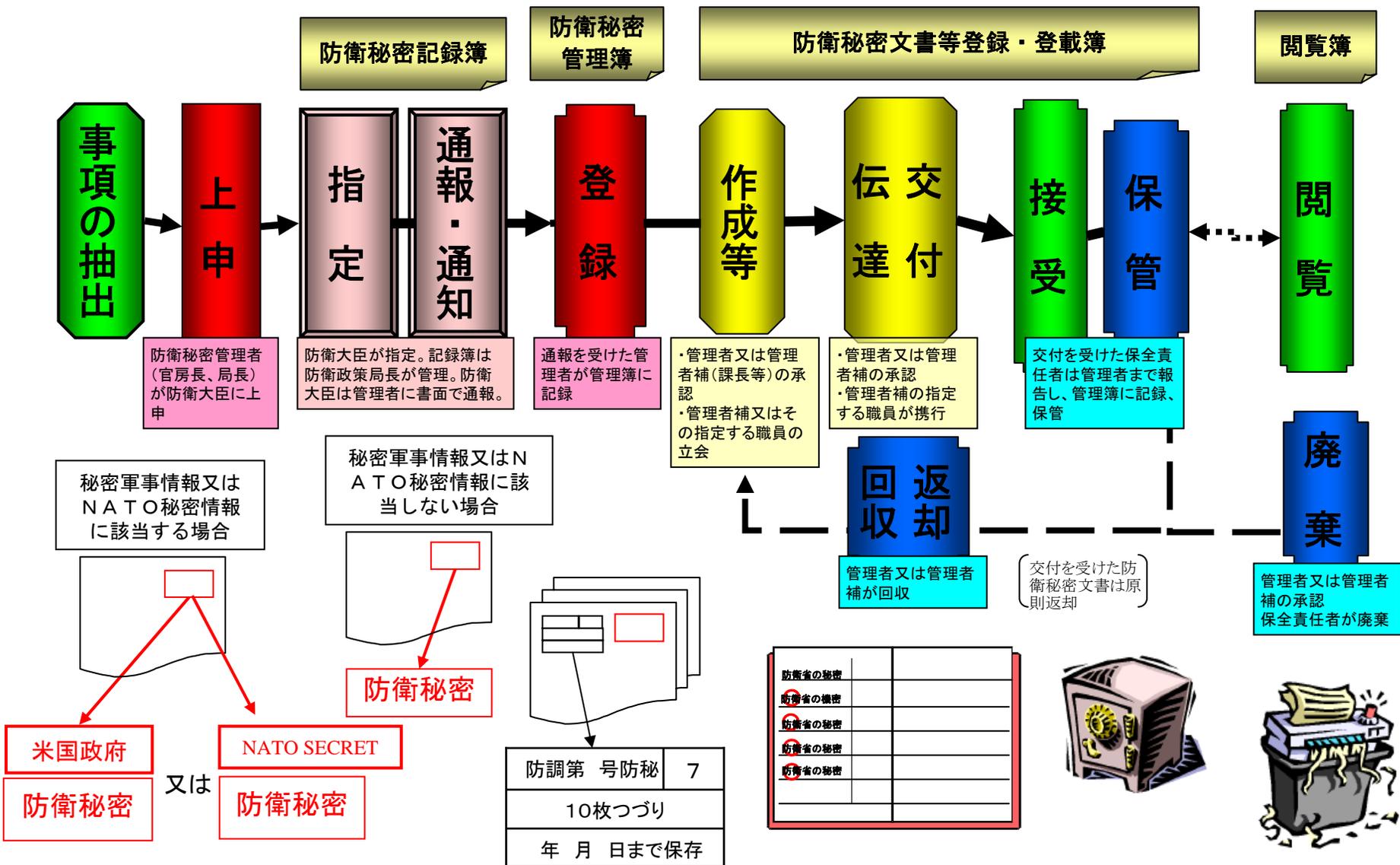
③ 我が国の防衛上特に秘匿することが必要であること。

④ 防衛大臣が指定したこと。

2 「防衛秘密」を取り扱うことを業務とする者が「防衛秘密」を漏えいした場合には、5年以下の懲役。また、未遂犯、過失犯等も罰せられる。

3 「防衛秘密」の取扱いの業務に従事する者であれば、防衛省の職員のみならず、他省庁の職員や防衛省と契約した契約業者も含む。

「防衛秘密」の指定等に係る手続



防衛秘密【自衛隊法第96条の2】

(参考資料)

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

別表第四【自衛隊法第96条の2関係】

- 1 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 2 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 3 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 4 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 5 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。第8号及び第9号において同じ。)の種類又は数量
- 6 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 7 防衛の用に供する暗号
- 8 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 9 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 10 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(第6号に掲げるものを除く。)

防衛秘密に係る罰則規定【自衛隊法第122条】

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

※1 「防衛秘密」の取扱う頻度や程度は問わない。

※2 人事異動や退職した後においても、「防衛秘密」を漏れいすれば罰せられる。